

淀川水系流域委員会 第 27 回琵琶湖部会（2003.10.23 開催）結果概要

03.12.1 庶務作成

開催日時：2003 年 10 月 23 日（木） 13：30～16：30

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員 11 名、他部会委員 1 名、河川管理者 9 名、一般傍聴者 88 名

1 決定事項

- ・基礎原案の 5 章に沿って琵琶湖部会に関連する事項についての意見をまとめ、現在の部会とりまとめに追記する。なお、部会終了後、委員 9 名が集まり、基礎原案の 5 章に沿った意見のとりまとめについて検討を行い、部会とりまとめ（案）基礎原案の 5 章に対応する意見の整理は 11/10 頃の作成を目指すこと、基礎原案の 5 章に対応する意見については分担を決めて検討すること、各委員は 10/27 午前中までに基礎原案 5 章に対応する意見を提出することが確認された。
- ・各委員は、第 26 回委員会（10/29）での確定を目指している意見書の第 部（「河川整備の方針について（案）」）及び整備内容シートについての意見案を検討し、意見があれば 10/26 までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会および作業部会の開催状況等の報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、委員会、各部会、意見書とりまとめの状況等について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料 3-1-1「琵琶湖部会意見（0301023 案）」についての意見交換の後、琵琶湖部会意見をもとに基礎原案の 5 章に沿った整理をするための作業の進め方について意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。「琵琶湖部会意見（0301023 案）」に関する意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から意見が出された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料 3-1-1「琵琶湖部会意見（0301023 案）」についての意見交換の後、琵琶湖部会意見をもとに基礎原案の 5 章に沿った整理をするための作業の進め方について意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。

< 主な意見 >

「琵琶湖部会意見（0301023 案）」に関する主な意見

- ・琵琶湖部会意見の「2.2 a 水位に関する基本的な考え方」（P8）では、基礎原案からの引

用として「ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し、」と記述されているが、これは正しくない。基礎原案ではダムからの供給「のみ」で水位を調整するとは書かれていないので、修正する必要がある。

- ・「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の〈総合的治水〉に関する記述（P4）は、説明に終始しており、河川管理者に何を求めているのかがはっきりしない。真意がはっきりと伝わるように表現を修正した方がよい。
- ・「2.2 b 琵琶湖水位の現状と問題点」（P8）の では、特にニゴロブナとホンモロコの2種だけが挙げられている理由がわからない。また、その後続く「影響を受ける、在来魚類の産卵や個体数の減少」という文章の意味もよくわからない。検討する必要がある。
- ・「2.2 琵琶湖の水位について」（P8～9）では、具体的な意見が書けていない。例えば、水位操作の試験運用をやるべきだと書いているが、具体的にどのようにすべきかまでは書けていない。整備内容シートへの意見をもとにして、水位操作の試行については、操作の影響が十分に予測できないので、もっと慎重に検討すべきだという内容を追加したい。
- ・「2.3 c）琵琶湖の本来の価値の表現と活用をめぐる人材育成、環境学習等」（P11）で琵琶湖学習船「うみのこ」について言及されているが、「うみのこ」は老朽化しており、20～30年後まで継続できるかわからない。「うみのこ」とともに、環境学習の面における滋賀県との連携等についても言及していただきたい。
- ・「2.3 a）滋賀県との連携について」（P10）では、淡海の川づくり検討委員会との連携について記述されているが、淡海の川づくり検討委員会は常設の委員会ではないので、表現に配慮する必要がある。
- ・「琵琶湖部会の意見（概要）」の「2.1 ダムについて」では、「防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」と基礎原案で記述したことを「評価できる」としているが、どのように評価しているのかを明確したほうがよい。「高く評価する」と記述した方がよいのではないか。
- ・「2.2 a 水位に関する基本的な考え方」（P8）の(3)では、琵琶湖本来の姿を考えた場合には、「水位操作規則の見直し」と「琵琶湖周辺の土地利用の再検討」が必要だと記述しているが、これらに加えて、「瀬田川の改修による流下能力の増大の検討」についても追加すべきではないか。

「瀬田川の改修による流下能力の増大の検討」は、下流の整備と一体のものとして考える必要がある。
- ・「2 主要課題に関する具体的な見解」は、水位、ダム、連携の順に並べかえた方がよい。

基礎原案の5章に沿った意見のとりまとめについて

- ・基礎原案の5章にはあって整備内容シートには書かれていない事業は、今すぐには実施・検討は不可能だとしても、今後20～30年の間で考えなければならない事業だろう。例えば、基礎原案の5章では、生態系を保全・再生していくための指標をつくるために必要な情報の収集や共有、公開等に関する記述が抜けているので指摘すべき。
- ・琵琶湖流域の多くが滋賀県の管轄区間なので、他の部会に比べて、自治体や他省庁との連携にかかるウェイトが非常に大きい。自治体や他省庁との連携については、より具体

的な意見を述べていく必要がある。

自治体や他省庁との連携の中で、国土交通省がイニシアティブを発揮しやすいように、部会のとりまとめを記述することがポイントではないか。

国土交通省よりも、自治体がイニシアティブをとれるように、他省庁との連携を考えるべきではないか。

分野ごとに進んでいるところがイニシアティブをとるべきだろう。

- ・琵琶湖は、他の河川と違って多くの河口を持っているので、特に河川の縦横断形状の連続性について慎重に検討した上で、琵琶湖部会のとりまとめを作成していく必要がある。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者 1 名から意見が出された。

- ・新聞記事にも書かれているように、河川管理者は自治体、利水者、地元民との調整や政治の介入などの問題の中で方向転換が難しい状況にあると感じる。このようなときこそ流域委員会から、長く続いた検討を活かした明快な意見書を提出し河川管理者に指針を示すべき。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。